

駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」において
下記の方は入館料が免除となります。

- (1) 身体障害者（身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者）、知的障害者（児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者）及びその同伴者（1名に限る。）
- (2) 次に掲げる施設のいずれかに通所し、入所し、若しくは入居している者又はその者を介助し、若しくは引率する者（介助若しくは引率のために必要と認められる範囲の者に限る。）で、施設の行事として利用する者。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の児童福祉施設
 - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項の保護施設
 - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の老人福祉施設
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項の障害者支援施設
- (3) 幼稚園、保育園、小学校又は中学校の行事により入館する児童又は生徒の引率者（保護者は除く。）
- (4) 特別支援学校及び特別支援学級の行事により団体で入館する児童又は生徒及びその責任者
- (5) 取材等の目的で入館する報道機関の関係者
- (6) 旅行業又は観光業の顧客案内業務の目的又はその業務の研修の目的で入館する者
- (7) 団体での入館の準備のための打合せ又は下見の目的で入館する学校の職員又は第2号に規定する施設の職員
- (8) 博物館又はこれに相当し、若しくは類似する施設職員で、視察又は研究の目的で入館する者
- (9) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体の行政視察等により入館する者及びその引率者
- (10) 公園施設の行う事業のため入館する関係者
- (11) 施設が招待した者